

手話通訳士試験 実施検討委員会

報 告 書

平成 1 1 年 3 月

社会福祉法人
聴力障害者情報文化センター
〒106 - 0022
東京都新宿区新宿 1 - 2 3 - 1

社会福祉・医療事業団（長寿社会福祉基金）助成（事業）

目 次

・ 手話通訳士試験実施検討結果報告	
1．はじめに	2
2．現行における手話通訳士試験の課題	4
2 - 1 試験科目，出題範囲に関する検討課題	8
2 - 2 出題方法に関する検討課題	8
2 - 3 試験会場（実施時期も含む）に関する検討課題	9
2 - 4 テキスト作成に関する検討課題	9
3．検討結果	
3 - 1 一次試験科目の変更	11
3 - 2 一次試験科目の出題範囲の変更	12
3 - 3 二次試験科目の変更	17
3 - 4 手話通訳技能審査基準の変更	18
3 - 5 試験会場の改善	19
3 - 6 変更主旨	21
3 - 7 検討に際しての参考意見	27
4．おわりに	38
・ 手話通訳士認定試験実施検討委員	39
・ 検討委員会開催記録	39
・ 資料偏	40
平成10年度 「手話通訳士認定試験制度の在り方検討委員会報告書」（抜粋）	

・手話通訳士試験実施検討結果報告

1. はじめに

わが国の障害保健福祉施策は、「障害者対策に関する新長期計画 - 全員参加の社会づくり -」（平成5年度から平成14年度）の具体化を図るための重点施策実施計画として、1995年（平成7年）12月に決定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」に基づき、平成8年度から14年度までを計画年として政府全体で推進されています。厚生省は、社会福祉の基礎構造を抜本的に改革する必要から、中央社会福祉審議会の社会福祉構造改革分科会において、社会福祉事業の推進、質と効率性の確保、地域福祉の確立等について審議してきました。一方、平成8年10月に身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会障害福祉部会及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会に合同企画分科会が設置され、社会福祉基礎構造改革における障害保健福祉関係について審議し、平成10年1月25日に「今後の障害保健福祉施策の在り方について」の意見具申が公表されました。また、身体障害者福祉審議会も平成10年1月25日に、「今後の身体障害者施策の在り方について」の意見具申が公表されました。

「今後の障害保健福祉施策の在り方について」において、ノーマライゼーション及び自己決定の理念の実現のために、利用者本位の考え方に立つ新しいサービス利用制度への移行を検討することが挙げられています。新しいサービス利用制度への移行に際しては、福祉サービスの供給基盤の整備を推進することが必要であり、聴覚障害者などが必要な福祉サービスを利用できるようにするため、コミュニケーションの確保に関する施策をする必要があると意見具申されています。

また、「今後の身体障害者施策の在り方について」において、身体障害者の社会参加を促進するため、情報利用の円滑化等を図るため、「聴覚障害者等については意思伝達や情報確保の手段の保障が極めて重要であることから、手話通訳士（者）、要約筆記者等意思伝達を支援する人材の養成・派遣・設置、点字による文書や録音物の作成等の充実を図るほか、国民の理解と協力が得られるよう啓発を行う必要がある。」と意見具申されています。このように手話通訳士の社会的な役割はますます重要になってきています。

聴力障害者情報文化センターは「手話通訳士認定試験制度の在り方検討委員

会」を設置し，試験実施方法，試験科目，手引書の作成等を含む手話通訳士試験の在り方，手話通訳士の確保と養成研修制度の在り方，更には，手話通訳士現任訓練等についての総合的な検討を行い，「手話通訳士認定試験制度の在り方検討委員会報告書」（平成10年4月）が提言されました。その中で，手話通訳士認定試験の在り方で指摘された問題点及びその解決案として提言された項目について，聴力障害者情報文化センター及び手話通訳士試験委員会において，具体的な検討を進め，実施可能な部分については，早急な対応が望まれることが指摘された。

この検討経過を踏まえて，本委員会は，試験科目，出題範囲，出題方法，試験会場（実施時期も含む），テキスト作成等に関する検討を行ってきました。本報告が，今後の手話通訳士認定試験の改善の資に供せられ，聴覚障害者のコミュニケーションと情報保障の一層の充実に努められるよう期待します。

平成11年3月

委員長 板山 賢治

現行における手話通訳士試験の課題

昨年度，制度発足 10 年を迎える手話通訳士試験制度全般に関し，「手話通訳士認定試験制度の在り方検討委員会」において検討が行われた。

この「在り方検討委員会」において，試験科目，試験実施方法について出された主な意見は以下のとおりであった。

【試験全般に関する意見】

- ・試験の実施場所を増やすことができないか。
- ・一次試験と二次試験を連続して行ってはどうか。
- ・試験免除制度をもう少し大胆に取り入れてはどうか。
- ・手話通訳奉仕員養成事業の養成システムを強化・整備し，都道府県の認定資格を手話通訳士の認定要件にしてはどうか。
- ・試験の問題集を作ってはどうか（テキストとして活用できるもの）
- ・生命とか財産に関する重要問題については，手話通訳士でなければならないというように，手話通訳士の社会的活動を明確にする必要がある。
- ・日本の古典芸能等，芸術分野での手話通訳士も確立していく必要があるのではないか。
- ・手話通訳士の専門化ということステップとして考える必要がある。

【一次試験に関する意見】

（一次試験全般について）

- ・四肢択一方式が良いのかどうか。本当に知識を問うのであれば記述方式の採用も検討してはどうか。
- ・手話通訳者には，単に手話に関する知識だけが求められているのではない。一般的な福祉の知識を問う一般科目を設けてはどうか。
- ・この試験は，一次試験（筆記）と二次試験（実技）とがある。手話通訳経験のない者でも知識さえあれば，一次試験は合格し，二次試験を受けることができる仕組みになっている。
- ・ある面では，学生（若者）有利の試験であるといえる。しかし，現実には，ベテラン通訳といわれる人ほど，高校，大学等を卒業してから年数が経っており，「国語」や「ことばのしくみ」など必要としない試験科目があり，一次試験になかなか合格できない者もいる。
- ・手話通訳は対人援助技術の 1 つと考えると，対人援助の問題を扱う領域も必要ではないか。
- ・社会福祉の援助技術も含めて，「通訳者の倫理」，「社会常識」を問う科目も必要ではないか。

(「ことばのしくみ」について)

- ・「ことばのしくみ」と「国語」が重なる部分が多い。
- ・かなり言語学的な問題が出題されている。一般の受験者が、言語学に関する知識を学習する機会があるのか。
- ・手話の言語性について研究・学習している者の中で定説となっても、一般的な手話通訳者には、広まっていないことも多く出題されている。

(「国語」について)

- ・日本人として非常に重要な科目だと思う。
- ・手話通訳は、日本語を手話に、また、手話を日本語に通訳するのだから当然国語に関する知識は重要である。
- ・手話通訳士の位置づけを考えるならば、通訳する「ことば」に責任を持つことも必要であると考えている。手話に関する知識、国語に関する知識をバランス良く問うことは重要であると思う。

(「聴覚障害者と社会」について)

- ・社会参加のための手段的なものが多く問われている感じがする。
- ・出題方針に聴覚障害者の社会参加の状況と結び付いたものを取り入れてはどうか。

(「手話通訳のあり方」について)

- ・基本的なことなので、受験者が皆満点を取れるぐらいでなければ手話通訳士として困る。きっちりとしたテキスト作りが重要であると思う。
- ・重要な事項については、毎年繰り返して出題してもよいのではないか。

(「手話の基礎知識」について)

- ・基本的に、単語力を問うのは必要だと思う。
- ・動きのあるものを絵と写真で見せられても、手の動きがわからないのではないか。
- ・文章題に関しては、この問題形式に受かるためには相当にこの絵を見て練習する訓練が必要だ。こうした技能が現実の通訳の場面で必要かどうか非常に疑問に思う。
- ・この科目は、学科として勉強をした上で学科力を試すものとは別で、基礎的な手話通訳士としての能力を見分けるには非常に重要だと思う。
- ・ビデオで問題を出題してはどうか。

【二次試験に関する意見】

（実施方法について）

- ・ 出題範囲が講演・医療・相談等の模擬場面となっているが、出題される形は模擬場面の形式になっていない。
- ・ 二次試験の内容とか方法については、今の状態で完璧だと思う。むしろ、養成・研修システムに対する配慮がない中で、一般的な方法論で試験を行っているところに問題があるのではないか。
- ・ 二次試験の課題を500問なら500問作って公表し、その中から出題してはどうか。

（評価方法について）

- ・ 手話は日本語と言語体系が違う。正確さの評価は、手話を日本語のレベルで判断するか、手話レベルで判断するかによって、評価はまったく異なる。その辺りの判断をどこに置くかが問題。
- ・ どのパターン（日本手話、中間型、日本語対応手話）で通訳するのかを受験者に明示してはどうか。

これらの意見について問題点を整理し検討した結果、次の事項が手話通訳士試験実施面での検討課題として報告された。（表1「手話通訳士試験実施に関する検討事項」）

表 1 「手話通訳士試験実施に関する検討事項」

	検 討 項 目	検 討 理 由
試験科目・内容に関する事項	一次試験 「ことばのしくみ」を廃止するか否か	国語と重複する部分があること。また手話通訳士の知識としての必要性，学習機会の不足等と実状を鑑みてはどうか。
	「社会常識」または「社会福祉援助」等の科目を新設するか否か	一般社会における社会常識，福祉現場における社会福祉援助，社会福祉概論等に関する知識が手話通訳士には必要ではないか。
	「聴覚障害者と社会」の出題範囲の見直し	聴覚障害者の社会参加の現状を理解する必要があるのではないか。
	「手話の基礎知識」の出題方法・出題範囲の見直し	写真を見て文章問題等の通訳を行なうことは現実にはほとんどない。また，通訳経験3年以上の知識を問う内容になっていない。
	二次試験 「聞取り通訳試験」及び「口頭通訳試験」に関する出題方法の見直し	問題提示前に，通訳対象の聴覚障害者に関する情報（予備知識）を受験者に与えた方が良いのではないか。 問題提示前に，模擬場面の設定状況に関する情報を受験者に与えた方が良いのではないか。
	「筆記通訳試験」に関する出題方法の見直し	問題提示前に，通訳対象の聴覚障害者に関する情報（予備知識）を受験者に与えた方が良いのではないか。 問題提示前に，模擬場面の設定状況に関する情報を受験者に与えた方が良いのではないか。 問題提示をいくつかのパートに分け，メモをとるための一時停止時間を設けてはどうか。 手話を見ながらメモをとるという特殊な状況下での通訳であることから，筆記通訳試験を廃止してはどうか。
試験実施に関する事項	実施時期に関する検討（年度後半に実施，または，一次二次を連続して行なう等）	受験者の利便性を考慮する。 受験者の交通費等の経費を軽減する。
	実施場所に関する検討（一次試験を情報提供施設等で実施し，二次をブロック単位で実施する等）	受験者の利便性を考慮する。 受験者の交通費等の経費を軽減する。
	一次試験に関するテキストの作成	手話通訳士試験に照準を合わせたテキストがない。

これらの検討課題について次のように整理し，早期実施可能な事項については，平成11年度より施行することを目標に，表2の計画に従い本委員会（手話通訳士試験実施検討委員会）において検討を行った。

2 - 1 試験科目，出題範囲に関する検討課題

「ことばのしくみ」の廃止に関する検討

（「国語」と重複する部分があり，また，手話通訳を行う者の知識としての必要性，受験者の学習機会の不足等の理由による。）

「社会常識」又は「社会福祉援助」等の科目の新設に関する検討。

（手話通訳を行う者として必要最低限の知識として一般社会における「社会常識」，福祉現場における「社会福祉援助」，「社会福祉概論」等に関する事項も必要である等の理由による。）

「聴覚障害者と社会」に関する検討

（手話通訳を行う者には，聴覚障害者の社会参加の現状を理解しておくことが必要である等の理由による。）

「手話の基礎知識」に関する検討

（手話の語彙力等を問うための方法としては妥当であるが，通訳経験3年以上の知識を問うレベルの内容にはなっていない等の理由による。）

2 - 2 出題方法に関する検討課題

（1）「手話の基礎知識」に関する事項

写真による長文の出題方法が適しているのか。また，写真に代わる有効な出題方法に関する検討。

（2）「聞取り通訳試験」に関する事項

問題提示前に，対象がどのような聴覚障害者であるか等の情報（予備知識）を受験者に与えることに関する検討

問題提示前に，模擬場面の設定状況に関する情報を受験者に与えることに関する検討。

（3）「口頭通訳試験」に関する事項

問題提示前に，対象となる聴覚障害者に関する情報（予備知識）を受験者に与えることに関する検討。

問題提示前に，模擬場面の設定状況に関する情報を受験者に与えることに関する検討。

(4) 「筆記通訳試験」に関する事項

問題提示前に，手話問題を提示する聴覚障害者に関する情報（予備知識）を受験者に与えることに関する検討。

問題提示前に，模擬場面の設定状況に関する情報を受験者に与えることに関する検討。

問題提示を幾つかのパートに分け，メモをとるための一時停止時間を設けることに関する検討。

筆記通訳試験は，手話を見ながらメモをとる等，通常と異なる特殊な状況下での通訳であることに鑑み，筆記通訳試験を廃止することに関する検討。

2 - 3 試験会場（実施時期も含む）に関する検討課題

一次試験は，法人格を持つ聴覚障害者情報提供施設などに実施を委託し，二次試験はブロック単位で実施する等により受験者の交通費等の費用軽減と受験者数の増加を図ることに関する検討。

一次試験と二次試験を連続して実施し，受験者の交通費等の費用軽減と受験者数の増加を図ることに関する検討。

2 - 4 テキスト作成に関する検討課題

特に，一次試験に関する試験問題集またはテキストの作成等についての検討

表2【手話通訳士試験実施検討委員会 スケジュール】

平成10年

平成11年

9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			平成11年度
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
委員委嘱，委員会設置																					
第1回検討委員会検討事項説明文及び関係資料の送付・意見聴取																					
第1回検討委員会開催 「試験科目・内容に関する事項」について検討（特に科目の廃止と新設について）																					
第2回検討委員会 「試験科目・内容に関する事項」について検討（特に出題範囲，レベルについて）																					
第3回検討委員会 「試験科目・内容に関する事項」について検討（特に出題方法，試験問題集等の作成について）																					
第4回検討委員会 「試験実施時期・場所に関する事項」について検討																					
第5回検討委員会 「試験実施時期・場所に関する事項」について検討																					
実施準備・周知案内・可能なものより実施 																					

3. 検討結果

2の検討課題について議論・検討を重ねた結果，一部の試験科目を統廃合し，科目全体の出題範囲を次のとおり変更することとなった。

3 - 1 一次試験科目の変更

一次試験科目の変更点	
・ 廃止する科目	ことばのしくみ 聴覚障害者と社会
・ 新設する科目	聴覚障害者に関する基礎知識 障害者福祉の基礎知識
・ 出題範囲を変更する科目	国語 手話通訳のあり方 手話の基礎知識



3 - 2 一次試験科目の出題範囲の変更

変更前		変更後	
科目名	出題範囲	科目名	出題範囲
ことばのしくみ	基礎分野 ア 音韻のしくみ 音素，対立，相補分布など イ 語のしくみと意味 品詞，形態論，語形変化など ウ 文のしくみと意味 主語述語，補文など 応用分野 ア ことばの習得 語彙や文の習得など イ ことばと社会 ことばの変種など	ことばのしくみ	廃止 (「国語」と「手話の基礎知識」に統合する。)
国語	発音・アクセント 文字 漢字と仮名，漢字の音訓，表記法など 意味 単語の使い分け，同音異義語，外来語，慣用句など 敬語 尊敬語，謙譲語，丁寧語の使い分けなど 文章読解 新聞・雑誌等の文章の読解や要約など	国語	言語音 発音のしかた，音の区別，アクセントなど 単語 言葉の意味，類義語，同音異義語，和語，漢語，外来語，新語，慣用句など 文法 品詞，文の構造など 文字 漢字，仮名遣い，表記法など 表現法 敬語の使い方，諸種の文章の書き方など 文章読解 やや長文の論理的な読解・要約など

変更前		変更後	
科目名	出題範囲	科目名	出題範囲
聴覚障害者と社会	<p>聴覚障害者の社会参加</p> <p>ア 聴覚障害者の教育 学校教育，職業教育，生涯教育など</p> <p>イ 聴覚障害者のリハビリテーション 医学，社会，心理，職業など</p> <p>ウ 聴覚障害と社会的成熟 聴覚の障害が社会生活に及ぼす影響など</p> <p>聴覚障害の基礎知識</p> <p>ア 聴覚の構造 伝音機構，感音機構など</p> <p>イ 聴覚障害の程度と原因 聾，難聴，障害の原因など</p> <p>ウ 音と補聴器 音の三要素，デシベル，ヘルツ，補聴器の構造など</p> <p>エ 聴覚障害者のコミュニケーション方法 手話，口話，筆談など</p> <p>オ 聴覚障害児の言語習得 言語概念獲得前の聴覚障害児，言語概念獲得後の聴覚障害児など</p>	聴覚障害者と社会	<p>廃止</p> <p>(「障害者福祉の基礎知識」と「聴覚障害者に関する基礎知識」に分離する。)</p>

変更前		変更後	
科目名	出題範囲	科目名	出題範囲
手話通訳のあり方	<p>通訳の理論と実際</p> <p>ア コミュニケーション論 ノンバーバル・コミュニケーション， コミュニケーション専門家としての手 話通訳者など</p> <p>イ 手話通訳の方法と種類 同時通訳，逐次通訳，音声語から手話 への通訳と手話から音声語への通訳など</p> <p>ウ 手話通訳者の役割 聴覚障害者のニーズと手話通訳者の倫理 など</p> <p>エ 手話通訳実施上の留意点 通訳内容に関する準備，指文字の使い方 など</p> <p>オ 手話通訳の技法 通訳時の言い換えの技法など</p> <p>手話通訳者としての一般教養 現代社会 時事問題，社会問題など</p>	手話通訳のあり方	<p>手話通訳者の役割</p> <p>ア 聴覚障害者のニーズと手話通訳者の役 割など</p> <p>イ 手話通訳者の倫理と責務など</p> <p>手話通訳の理論</p> <p>ア ノンバーバル・コミュニケーション， ことばと社会など</p> <p>イ 手話通訳の方法と種類，特徴など</p> <p>手話通訳の実際</p> <p>ア 手話通訳実施上の留意点など</p> <p>イ 手話通訳の技法など</p> <p>手話通訳者としての一般教養</p> <p>ア 時事問題など</p> <p>イ 対人サービスの心得など</p>

変更前		変更後	
科目名	出題範囲	科目名	出題範囲
		(新規) 聴覚障害者に関する基礎知識	聴覚障害の基礎知識 ア 聴覚障害とその特性 聾, 難聴, 障害の原因, 聞こえの程度など イ 聴覚障害に起因する生活上の諸問題 コミュニケーション障害, 情報障害, 生活障害など ウ 聴覚障害と重複障害 重複障害の現状など 聴覚障害者の福祉と運動 ア 聴覚障害者福祉の現状 聴覚障害者福祉の歴史, 現状, 動向など イ 聴覚障害者運動の現状 聴覚障害者運動の歴史, 現状, 動向, 課題など 聴覚障害者の自立と社会参加 ア 聴覚障害者と教育 学校教育, 職業教育, 生涯教育など イ 聴覚障害者とコミュニケーション方法 手話, 口話, 筆談など ウ 聴覚障害者と社会生活 聴覚障害者の就労など エ 聴覚障害者と援助サービス 補助具, 社会的資源, 援助活動など

変更前		変更後	
科目名	出題範囲	科目名	出題範囲
		(新規) 障害者福祉の基礎知識	障害者福祉の理念等の動向 リハビリテーション，ノーマライゼーションの理念など 障害の概念と障害者の実態 障害の概念と範囲，障害者の実態など 障害者福祉の施策の現状 ア 障害者福祉の制度，実施体制，動向など イ 障害者のリハビリテーション 医学，社会，心理，職業など ウ 障害者と社会生活 障害者福祉サービス，援助活動など
手話の基礎知識	手話の基本的語句の理解 日本で現在一般的に使用されている語句を写真で提示し，その意味を問う 手話での会話 公的機関での手続き，病院での面接など手話による会話を写真で示し，その意味を問う	手話の基礎知識	手話の知識 ア 手話の歴史 イ 手話の基本的しくみ 手話の基本的語句の理解 日本で現在一般的に使用されている語句を写真で提示し，その意味を問う 手話の表現の理解 公的機関での手続き，病院での面接など手話による文例を写真で示し，その意味などを問う。

3 - 3 二次試験科目の変更

(1) 試験科目について

現在 「聞取り通訳」試験(2問)、「読取り通訳」試験(口頭通訳, 筆記通訳各1問)の試験を行っているが, 各科目とも手話通訳士の技能審査判定には必要な科目であり, これらのいずれかを廃止, または, 変更することは適切でない。

よって, 二次試験科目については現行のままとする。

筆記通訳試験の実施方法については, 受験者に対する公平性の確保等の観点から, 従来とおり, 問題提示中に必要なところは, 自由にメモをとり, 問題提示終了後10分間で清書する方法とする。

(2) 通訳対象者に関する情報提供について

手話通訳士の技能審査において通訳対象を特定化することは適切でない。

いろんな対象に応じた通訳技能が必要である。

しかし, 受験者の心理的負担を軽減し, より実力を発揮できるような配慮は必要である。

よって, 従来, 「受験の手引き」等により開示している評価のポイントの表現を平易にわかりやすく書き改める。

(表現文章, 内容については, 試験問題作成委員及び試験実施機関に一任する)

3 - 4 手話通訳技能審査基準の変更

一次試験科目の変更に伴い、手話通訳士技能審査基準も次のとおり変更することとなった。ただし、これまで実施した審査基準との整合性を保つため、必要部分の変更（網掛部分の追加）にとどめた。

手話通訳士技能審査基準		
領域		内容
資質	手話通訳者としての資質	<p>ア 聴覚障害者の生活に理解と熱意を有する。</p> <p>イ 専門的に仕事を遂行する能力を有する。</p> <p>ウ 誠実・公正である。</p> <p>エ 一般常識・教養を有する。</p>
専門知識	障害者福祉	<p>ア 障害者福祉におけるノーマライゼーションとリハビリテーションの理念について基本的知識がある。</p> <p>イ 障害者福祉における障害の概念と範囲，障害者の実態について基本的知識がある。</p> <p>ウ 障害者福祉における障害者施策の動向，福祉の実施体制とサービス等の基本的知識がある。</p>
	聴覚障害と聴覚障害者	<p>ア 聴覚障害の特性やその影響について基本的知識がある。</p> <p>イ 聴覚障害者及びその社会的状況について十分な知識がある。</p> <p>ウ 聴覚障害者が用いる種々のコミュニケーション手段について十分な知識がある。</p>
	国語と手話	<p>ア 国語の十分な知識がある。</p> <p>イ 音声語と手話との関係について基本的知識がある。</p> <p>ウ 手話に関して十分な知識がある。</p>

	コミュニケーションと手話通訳	<p>ア コミュニケーション及び通訳についての基本的知識がある。</p> <p>イ 手話通訳のあり方について十分な知識がある。</p>
専門技能	手話通訳技能	<p>ア 音声語を手話に，同時に通訳ができる。</p> <p>イ 聴覚障害者の手話表現を読み取り，同時に音声語に通訳できる。</p>

3 - 5 試験会場の改善

試験実施会場については、試験実施事業に係る費用、試験実施に伴う機材の支援協力態勢（表3）、これまでのブロック別受験者数の状況（図1）試験会場確保等の諸事情との関連が深く、本実施検討委員会において結論づけることは難しいとの見解に至った。

本実施検討委員会としては、試験会場に関する課題は、試験受託機関である聴力障害者情報文化センターに一任し、試験実施事業運営の観点から随意判断し、受験者の交通の利便性の向上、受験に伴う費用負担の軽減が図れるよう引き続き努力するよう求めた。

表3（1会場における試験実施に伴う機材の支援協力態勢）

1会場の使用機材数

	機 材 名 称	台数
聞取り通訳試験	ビデオカメラ（液晶画面付）	5
	三脚	5
	ビデオデッキ	2
	オーディオデッキ（スピーカ、アンプ含む）	1
	モニター	5
口頭通訳試験	ビデオデッキ（アフレコ対応型）	6
	モニター（14型）	6
	マイク	6
	ヘッドホン	6
	カセットデッキ	6
筆記通訳試験	ビデオデッキ	2
	モニター（14型）	6
合 計 台 数（予備の機材は含まず）		56

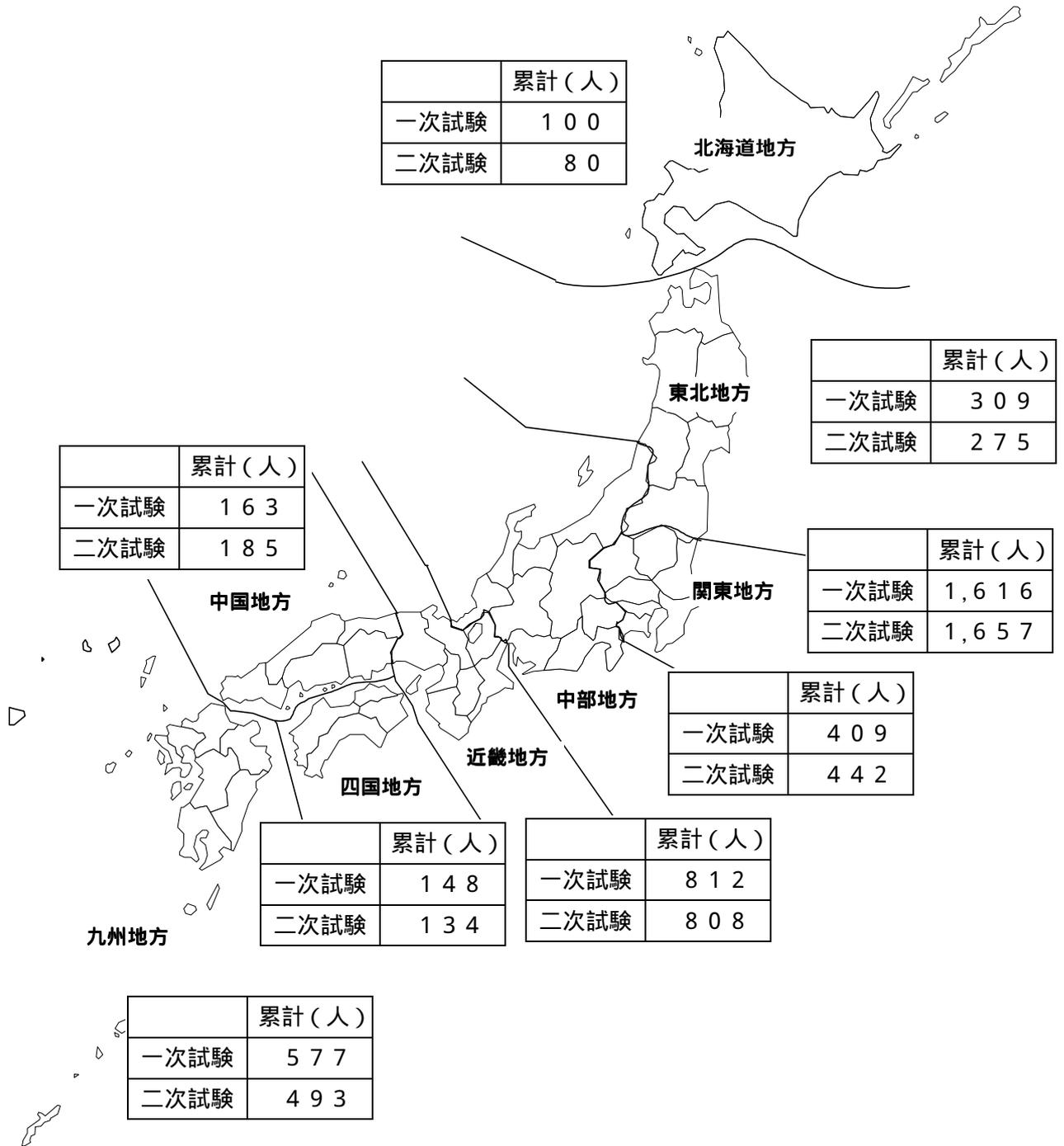
1会場の要員数

	総本部	試験会場	メーカ 技術員	合計
要員数	2名	32名	5名	39名

1会場の使用部屋数

	受験者控室	本部室	聞取り	読取り	筆記	機器調整	合計
部屋数	2室	1室	1室	6室	2室	1室	13室

図1 (ブロック別受験者数累計 第1回~第10回)



3 - 6 変更主旨

一次試験について

	主 旨
一 次 試 験 に つ い て	<p>【「ことばのしくみ」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本社会においては「手話言語学」等は成熟しているとはいえない。また，諸外国の手話言語に関する理論等は，日本国内で使用されている手話（日本手話等）での検証が十分なされておらず，試験問題としては不適切である。 ・ しかし，手話通訳士には，ある程度，手話に関する特徴等の基礎的な知識（言語学的な部分も含む）は必要である。 ・ よって，出題範囲は，手話の特徴程度にとどめ，「手話の基礎知識」の一部としてその知識を問う形で統合し，言語学に関する知識については，国語の出題範囲に含めることとする。 <p>【「社会福祉援助」等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の福祉施策の展開を中期的に見据えれば，手話通訳士にも社会福祉全般の枠組みの中で，聴覚障害者福祉を理解し，対人援助に関する基本的知識等が必要となる。 ・ さらに，専門家として，聴覚障害者に関する知識（生理的問題，心理的問題）聴覚障害者福祉の理念等の知識も必要である。 ・ 一方，これまでの試験科目においては，社会福祉全般の枠組みの中で，聴覚障害者福祉を理解し，対人援助に関する基本的知識，聴覚障害者に関する知識，聴覚障害者福祉の理念等の知識を問う科目がなく，「聴覚障害者と社会」又は「手話通訳のあり方」の中で部分的に取扱われた程度である。 ・ そこで，「聴覚障害者と社会」を「障害者福祉の基礎知識」「聴覚障害者に関する基礎知識」とに整理し，社会福祉一般に関する基礎知識，聴覚障害者福祉に関する専門的知識を問う科目を新たに設けることとする。

	主 旨
一 次 試 験 に つ い て	<p>【「一般常識」等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般常識の範疇は広く，手話通訳士という専門技能審査において独立した試験科目として扱う領域ではない。 ・ これまで一般常識は，「手話通訳のあり方」において時事用語等を中心に扱われてきた。 ・ しかし，手話通訳士も対人サービスの一つとして捉えるならば，対人サービスに関するマナーなどの常識は必要である。 ・ よって，一般常識は，科目として独立させるのではなく，「手話通訳のあり方」の一部として扱い，時事用語等に関する分野のほか，対人サービスに関する常識も含めることとする。 <p>【「手話の基礎知識」出題方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手話の基礎知識の写真による出題は，現時点において，実施運営面，技術面，コスト面，試験の公平性において，これに代わる現実的な方法がない。 ・ しかし，長文による文章題でなくとも手話に関する基礎的な知識の審査は可能である。 ・ よって本科目の出題方法については，従来とおり写真等を用いるが，評価・審査可能な範囲においての文例による出題程度に改め，受験者の心理的負担等の軽減を図ることとする。 また，出題にあたっては，どのような場面での文例かを明記することとする。

	主 旨
一 次 試 験 に つ い て	<p>【「出題範囲」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの試験科目の領域は，全体的に，ミクロ的であり，障害者福祉の理念，障害者福祉の基本的枠組み，障害者問題の特質などを扱う領域がなかったといえる。 ・ 「聴覚障害と社会」に関しては，聴覚の構造など解剖学的な範囲の問題が多く，聴覚障害者福祉の歴史，現状，制度，更に，聴覚障害者の社会生活や，コミュニケーション障害という視点が弱い傾向が伺える。 ・ 「手話通訳のあり方」に関しては，対人援助としての視点が弱く，情報伝達手段に偏り過ぎていた傾向が伺えるとともに，聴覚障害者のコミュニケーション手段のうち手話通訳に関する事項が多く，口話や筆談に関する事項が希有であった。 ・ よって，各科目の出題範囲は，個々の専門領域に偏ることなく，障害者福祉の理念等を軸に，新規科目の他，既存の科目についても体系的に見直す必要がある。

二次試験について

	主 旨
二 次 試 験 に つ い て	<p>【試験科目について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次（実技）試験は、「聞取り通訳試験」2問、「読取り通訳試験」2問（口頭通訳1問，筆記通訳1問）計4問の試験を行っているが，各科目とも手話通訳士の技能審査判定には必要な科目である。 筆記通訳試験については，廃止論も含め様々な意見があるが，現実的には，手話を読取り筆記する通訳形態もあること。 実技の評価・採点において，試験の本質上，聴覚障害者による評価・採点は重要である。 仮に，筆記通訳試験を廃止した場合，読取り通訳試験の採点・評価に聴覚障害者が関われない事態が生じる。 よって，二次（実技）試験科目については，現行のままとする。 <p>【筆記通訳試験の方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 筆記通訳試験の実施方法については，受験者に対する公平性の確保等の観点から，従来とおり，問題提示中に必要なところは，自由にメモとり，問題提示終了後10分間で清書する方法とする。 <p>【受験者への情報提供について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 手話通訳士技能審査において，通訳対象者に関する情報を事前に受験者に提供することは，通訳対象，通訳方法等を形骸化させる恐れがあり，本試験には適切ではない。 手話通訳士には，様々な場面において，様々な聴覚障害者に応じた通訳技能が必要であり，そうした技能も求められている。

	主 旨
二次試験について	<ul style="list-style-type: none"> ・ しかし，試験という心理的負担を伴った状況下においては，受験者の心理的負担を軽減し，より実力が発揮できるような配慮は必要である。 ・ その方法の一つとして，受験者に対し事前に評価のポイントを示し，また，試験時において，問題のテーマを提示することは有効であると考える。 ・ よって，従来「受験の手引き」等により公表していた評価のポイントの記述方法等を見直し，平易にわかり易く書き改めることとする。 ・ なお，「受験の手引き」の内容については，試験問題作成委員及び試験実施機関に一任する。

テキストについて

	主 旨
テキストについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ テキストまたは問題集の作成は大切である。 ・ 特に，一次試験における「手話通訳のあり方」及び「聴覚障害者に関する基礎知識」に関する参考図書は，数が少なくその作成が急がれる。 ・ また，二次（実技）試験については，ビデオ等による学習教材も必要であると考えられるが，通訳の技能という側面において，コミュニケーション場面を特定することは難しい。 ・ しかし，受験者にとって何らかの参考となるものは必要である。 ・ テキストまたは問題集等の作成については，別途，関係機関をはじめ，学識経験者，手話通訳士試験問題作成委員等においての検討が必要である。

3 - 7 検討に際しての参考意見

本検討委員会では、第1回検討委員会を開催するに当たって、過去の一次試験問題を事前に送付し、各科目に関する意見を伺いその意見書を基に検討を行った。

また、出題範囲の検討に当たっても同様の方法で行った。

以下は、各委員から提出された意見をまとめたものである。

一次試験問題に対する委員の意見

科 目	意 見
ことばのしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ この科目は、手話通訳者が扱う二つの言語「手話と日本語」の内、手話のしくみに付いての基本的理解を評価することを目的に設けられたものである。 やや一般に普及していない領域の出題が多く改善が必要である。 ・ 手話通訳業務に必要な知識とは思えない。 ・ 「ことばのしくみ」の“音韻のしくみ”と「国語」の“発音・アクセント”とはいわば同じ。その他、語構成；品詞等「国語」と重複するところが多い。（問題例は「ことばのしくみ」もほとんど日本語である） また、「ことばのしくみ」はいわば“言語学入門”程度の知識であるが、受験者は、これを学習するチャンスをもっているのか。 ・ 「ことばのしくみ」の科目の学習目標は何なのか、シラバスは何か、それを義務教育課程で学習する機会があるのか。 義務教育課程で学習しないものがある場合は、手話通訳士受験のための学習テキストがあるのか。 ・ この科目は、手話表現の的確性と手話指導担当のことを考え、言語学に関する基礎知識と手話と音声言語との対照的理解を求めたものである。 しかし、試験問題をみると、抽象概念や一般的になじみの少ない事柄が出題されているようである。

科 目	意 見
ことばのしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近、この科目の不要をとる方が多いようですが、私は、手話通訳者は、言葉にかわる仕事をするのですから、必要な科目であると考えています。ただ、話し言葉に比重をおいての設問にすべきではないか。 また、手話言語学に関する設問については、「ことば」を音声言語に限らないという見方は賛成できる、日本においては、手話言語学(手話学)が未成熟であり、特定の研究者の説・理論を問題にするのはいかなものか。
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語の全般的理解を評価する問題として比較的の良い問題である。 ・ 国語レベルは手話通訳レベルに比例するので、科目として必要である。 ・ 手話通訳士として仕事をしていくうえで必要とされるレベルの試験問題であるかどうかを検討する必要がある。 ・ 手話通訳者の日本語使用能力を問う。手話通訳者養成カリキュラム(厚生省通達)の内容(サマリートレーニング)との整合性、以上の理由から文書要約について設問を入れてはどうか。 ・ 文章の内容の理解、言葉の使い方、言葉の正しい言い方など、手話通訳に必要な国語能力を評価しているといえる。 ・ 手話通訳は、手話と日本語の置換・翻訳がその主たる業務ですから、国語の力を試すことは必要である。 四字熟語やことわざなどももっと多く問題として良いのではないか。 また、敬語の問題も毎回出題されており、その必要性は理解できるが、問題作成にあたって、そのことばが交わされている状況について、もっと細かく設定すべきではないか。

科 目	意 見
聴覚障害者と社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者の社会とのかかわりが全般的に網羅されていないので、これらの点を考慮する必要がある。 ・ 出題範囲が限定されるためか毎年類似の問題があるようだ。 ・ この科目の学習目標は何か、シラバスは何か。これらを再検討した上で、科目名、試験内容を定めるべきである。 ・ きこえの仕組みについての学習は、手話を学ぶ過程で大切なことであり、問題として出題されるのも大変結構なことである。 しかし、かなり専門領域に踏み込んだ設問があり、疑問を感じる。 ・ 聴障者に関する福祉制度はいいのだが、手話通訳派遣等に関する問題の場合、公表されているデータが少なく、解答にとまどいを感じるのではないか。
手話通訳のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度的、学問的蓄積があまりない領域なので、試験委員が問題作成に一番苦勞し、問題の揺れも一番大きい試験科目である。 しかし、倫理綱領も作成されており、今後とも必要な科目である。 ・ 出題範囲が限定されるためか毎年類似の問題があるようだ。 ・ 手話通訳士としての倫理、役割、対人援助サービスとしての基本を問う内容としてはどうか。

科 目	意 見
手話通訳のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近は少なくなっているが、米国の「倫理綱領」や「規程」から出題されることがある。しかし、これは我が国の「倫理綱領」がなかったとはいえ、試験問題として出題するには適さないのではないか。 服装の服の色、アクセサリーのあつかい等、全国で決めた基準がないなかでの出題も問題である。
手話の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3次元で表現される手話を二次元の紙上問題で評価する必要があり、困難な点である。しかし現状では、この方法以外に適切なものはみあたらない。 ・ 連続であっても静止写真で手話の基礎知識をはかるのは無理である。したがって、試験科目として不要である。 ・ 手話の学習には、写真やイラストが用いられている。この科目は手話の基礎知識を評価するためのものであり、評価の客観性、平等性を考えねばならない。内容のレベルについては大いに研究し、適切な問題作りにつとめる必要がある。 ・ いろいろな意見があるが、試験問題としてよく作られている。ただ、写真撮影の都合で、斜めから写真を撮るコマがあり、「上体の移動」と勘違いする受験者がいるのではないか。 写真の撮り方にもう少し工夫が必要ではないか。 また、手話の「間」をどのように見ていくのかを解説しておく必要があるのではないか。

科 目	出題範囲	出題レベル
国 語	<p>上記の文章について、部分の意味を問う問題。（文章の単語の意味。漢字の読み方。慣用句の意味。形容詞がどの単語にかかっているか、それという代名詞は文中の何を意味しているか等々。また基本的な文法知識の問題。）</p> <p>敬語，丁寧語，謙譲語の「表現力」を問う問題。（読解力でなく，表現力を問う。これは手話語を音声語に通訳するとき必須の力量として要求するもの。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政治・経済・社会・文化等の範囲からある主張について，全体の要約・意図を問う。 日本語の様々な表現についてその力を問う。 まとまった文章の中から部分の意味を問うもの。 ・ 日本語の意味と用法：語のレベル，文のレベル， 待遇表現， 慣用表現， 文章の読解と表現， 談話の要約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞の社説や主張のレベル。 ・ 高校卒レベルを基準にするが，日本語に関する学問的なレベルも含む。

科 目	出題範囲	出題レベル
障害者福祉の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉の理念， 障害の概念と障害者の現状， 障害者福祉の現状と課題 ・ 障害の概念と範囲， 障害者の実態， 障害者福祉の基本理念， 障害者福祉の歴史と動向， 障害者福祉関係の法律， 障害者福祉の実施体制とサービス， 障害者に対する援助活動（社会福祉援助技術の基本も含む） ・ 障害者福祉制度についての基本的知識を問う問題。聴覚障害者福祉の制度は，ここに含める。なお，生活保護等の一般的制度を含めていいと考える。 	<p>リハビリテーションやノーマライゼーションの基本的理念について聞く。</p> <p>障害の定義や障害者の現状について聞く。</p> <p>障害者福祉の現状とその課題について聞く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度についての基礎的理解を有するレベル。但し，聴覚障害者福祉制度については，基礎的理解に止まらず，実施機関・利用方法・利用した場合の具体的内容等，全体についての理解を必要とする。

科 目	出題範囲	出題レベル
障害者福祉の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉の理念，障害者福祉制度の基本知識，ケースワークの基本知識（生活問題把握の視点，援助者の役割，援助の基本原則など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連関連文書，国内関連文書，介護支援専門員実務研修受講試験での相談技術に関する出題程度。
聴覚障害者に関する基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者の福祉，聴覚障害教育，聴覚障害者の雇用・就業 ・ 聴覚障害に関する医学的・心理学的基本知識，聴覚障害によって起こる生活障害，コミュニケーション障害，聴覚障害児・者の教育，聴覚障害児・者の福祉，聴覚障害者の就労実態，聴覚障害者組織と活動，聴覚障害者への相談・援助事例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者福祉，リハビリテーションについて聞くとともに，聴覚障害や補聴器などについても基本的事項を聞く。 聴覚障害教育の歴史及び現状について聞く。 聴覚障害者の雇用・就業の基本的事項について聞く。

科 目	出題範囲	出題レベル
<p>聴覚障害者に関する基礎知識</p> <p>手話の基礎知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害についての医学的知識・教育の歴史・実際についての基本的知識を問う問題。（但し，医学的知識は，ごく限定された少数の出題で足り，教育の実態を中心とする。） 聴覚障害者の生活全般についての知識を問う問題。就労・就業（職業生活），結婚・出産・育児・老後（家庭生活），近隣との交際等，聴覚障害者の生活全般について，その実態やハンディ・バリアー・偏見等の有無に関する理解を問う。 ・ 聴覚障害について教育実践を主に問う。（コミュニケーションの障害の意味，聴覚生理を問う。） 聴覚障害者の生活全般についての知識と理解を問う。（職業，結婚，出産，育児，老後，地域生活等） ・ 語の理解， 句の理解， 文の理解， 手話の基本的しくみ 手話の歴史 ・ 手話についての知識の理解度を問う問題。（手話の位置付けについての知識，共通の理解・認識が確立している範囲内での手話の文法的知識。なお口話（口形表現）についての知識を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客観的ではないが，一応の目安として「手話通訳活動歴3年程度」のレベル。 ・ 高校卒業，手話通訳3年程度で身につける程度。 ・ 日常的に用いられているが，しばしば混同される語について聞く。慣用的表現について聞く。基本的な手話の文章の理解度を評価する。手話の基本的しくみについて聞く。手話の歴史について聞く。 ・ 手話による会話が十分できるレベル。（同時通訳できるか否かは別論として，表現された手話の意味，

科 目	出題範囲	出題レベル
手話の基礎知識	<p>手話によるまとまった話を見て，その話の要約・意図（何を言いたいのか，そのポイント）を問うもの（全体の理解度を問うもの）と，部分的意味を問うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手話についての常識的理解を問う。（手話の社会的位置，手話の文法的知識（口形表現を含む）） 手話の理解力を問う。 ・ 手話語彙の基礎知識， 手話の用例に関する知識。 	<p>話の全体は理解できるレベル）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流暢に手話による会話ができるレベル。 日本語文法にそった手話会話 日本語文法によらない手話会話 の中間的手話会話 ・ 手話通訳経験 3 年程度または手話学習 3 年（学習時間 1 7 0 時間）以上のレベル。
手話通訳のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者の倫理， コミュニケーション論， 手話通訳の実際（通訳の物理的条件，通訳の場面，電話通訳，チームによる通訳） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者が理解していなければならない倫理の基本的問題を聞く。 コミュニケーションを構成する基本的要素について聞く。 手話通訳を行う場合の具体的実際問題について聞く。

科 目	出題範囲	出題レベル
手話通訳のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者としての姿勢を問う問題。（守秘義務等の通訳者としての倫理，あり方を問う。） ， 通訳実践上の技術を問う問題（事前準備，その場での調整，事後の整理，共同点検） ， コミュニケーションとは何かという点での知識・理解を問う問題。（対人援助技術を含む） ・ 手話通訳者の倫理 ， 手話通訳実践上の知識・技術（事前準備，場での調整，事後，フィードバック） ， コミュニケーション援助についての技術知識 ， 一般教養。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者にあわせて，さまざまな通訳場面で通訳できるレベル。 ・ ろう者への対応ができる。 重復聴覚言語障害者への対応ができる。 難聴者への対応ができる。 一般教養のウエートは重くする。 （初級公務員試験レベル）

4 . おわりに

本委員会は、一次試験科目、一次試験科目の出題範囲、二次試験科目、手話通訳技能審査基準、試験会場等について検討を行った。一次試験科目の変更及び一次試験科目の出題変更については、認定試験受験者に速やかに周知徹底することが望まれます。二次試験科目については、聞き取り通訳試験及び読み取り通訳試験とも手話通訳士の技能審査判定に必要な科目であり、現在の試験科目とすることとなりました。しかしながら、「受験の手引き」等により開示している二次試験の評価のポイントを平易にわかりやすく表現することとし、試験問題作成委員会及び試験実施機関において、検討することになりました。

手話通訳技能審査基準については、一次試験科目の変更等により、基準の変更をする必要があり、厚生省と相談することになりました。

また、試験会場については、本委員会で結論づけられなかったが、受験者の交通の利便性の向上、受験に伴う費用負担の軽減が図れるよう引き続き努力することになりました。さらに、テキストの作成については、テキストの必要性が強調され、別途、関係機関で検討することになりました。

以上、試験実施機関である社会福祉法人聴力障害者情報文化センター並びに厚生省に対し、本報告書をもって手話通訳士認定試験の実施に関する方策として報告するものである。

・手話通訳士試験実施検討委員

委員長	板山 賢治	日本障害者リハビリテーション協会	副会長
委員	小川 仁	文京女子大学	教授
	鈴木真喜男	いわき明星大学	教授
	植村 英晴	日本社会事業大学 社会事業研究所	助教授
	奥野 英子	筑波大学大学院	助教授
	貞広 邦彦	元トット文化館	館長
	石原 茂樹	日本手話通訳士協会	会長
	安藤 豊喜	全日本聾唖連盟	理事長
	河合 知義	日本手話通訳士協会	理事
	近藤 幸一	全国手話通訳問題研究会	事務局長
	坂本 洋一	厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課	障害福祉専門官

・検討委員会開催記録

- 【第1回】 平成10年 9月30日(水) 10:00~12:30
主な議題 「試験科目について」
- 【第2回】 平成10年11月05日(金) 10:00~12:00
主な議題 「試験科目について」
「各科目の出題範囲・レベルについて」
- 【第3回】 平成10年12月25日(金) 10:00~12:00
主な議題 「各科目の出題範囲・レベルについて」
「手話通訳技能審査基準について」
「試験実施方法等について」
- 【第4回】 平成11年 1月25日(月) 10:00~12:00
主な議題 「各科目の出題範囲, テキスト等について」
「手話通訳技能審査基準について」
「試験実施方法, 実施時期, 実施会場等について」
- 【第5回】 平成11年 3月17日(水) 10:00~12:00
主な議題 「検討結果考察について」

資料編

資料「手話通訳士認定試験制度の在り方検討委員会報告書」（抜粋）

目 次

・ 手話通訳士認定試験制度の在り方検討結果報告	
1．はじめに	4 2
2．手話通訳士認定試験の現状分析	
2 - 1 受験者数と合格者数の動向	4 4
2 - 2 合格者の都道府県別状況	4 6
2 - 3 試験実施会場	4 9
2 - 4 一次試験の実施方法及び出題範囲	5 0
2 - 5 二次試験の実施方法	5 2
2 - 6 二次試験の出題範囲及び採点評価	5 4
3．手話通訳士認定試験の在り方	
3 - 1 試験の実施会場の見直し	5 6
3 - 2 一次試験内容の見直し	5 7
3 - 3 二次試験内容の見直し	5 8
4．手話通訳を取り巻く課題	6 0
5．おわりに	6 1
・ 手話通訳士認定試験制度在り方検討委員	6 2
・ 検討委員会開催記録	6 2

・手話通訳士認定試験制度の在り方検討結果報告

1. はじめに

わが国の障害者保健福祉施策は、平成7年12月に策定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を中心として、推進されています。この「障害者プラン」は、平成5年度から14年度までを計画年とする「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策の実施計画であり、また、国際的には、同期間を計画年とする「アジア太平洋障害者の十年」の行動課題とも重なるものであります。

「障害者プラン」は7つの視点から施策の推進を図るとされていますが、その第一番目の視点である「地域で共に生活するために」の中で、社会参加を推進するために『障害者にとって最も身近な市町村に手話通訳者を設置すること』や『手話通訳者その他専門的知識・技能を有する者の養成・確保を図る』等が挙げられました。

また、今後の障害保健福祉施策のあり方について、介護保険制度との関連に留意しつつ、特にその総合化の観点から全般的な検討を行うため、平成8年10月に身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会障害福祉部会、及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会に合同企画分科会が設置され、その中間報告が平成9年12月に発表されました。

同中間報告書においても、障害特性に応じた専門職として『手話通訳者』が挙げられ、『それぞれの専門職がその知識・技術を高めていくためには、生涯研修体制を整備することの重要性』が明記されるとともに、『コミュニケーションや情報保障のための手話通訳等の充実・強化』について検討すべきとされました。

平成元年に手話通訳士認定試験制度が開始されて以来、試験回数は9回を数え、制度として10年の節目を迎えました。

しかし、その合格者は約900名にとどまっています。手話通訳士の役割についても、手話通訳者との関連において専門性を考慮したものとなることが期待されているところです。さらに、手話通訳士が担うべき業務範囲の明確化と職域の開拓についての取り組みも必要とされております。

このような中で、平成9年11月に厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課社会参加推進室に「手話奉仕員養成カリキュラム等検討会」が設置され、手話奉仕員の養成に当たって一定の水準を確保するとともに、体系的な養

成を図るため，養成に必要な教科や実技指導などのカリキュラムが検討されました。その結果，平成10年度からは，手話奉仕員養成事業が，手話で日常会話ができる「手話奉仕員」の養成と，手話通訳ができる「手話通訳者」の養成とに区分して実施されることとなりました。

このような状況に鑑み，聴力障害者情報文化センターは「手話通訳士認定試験制度の在り方検討委員会」を設置され，特に，試験の実施方法，試験科目，評価方法，手引書の作成等を含む手話通訳士試験の在り方，手話通訳士の確保と養成研修制度の在り方，更には，手話通訳士現任訓練等についての総合的な検討を行うよう要請されたのであります。

本検討委員会は，短期間の討論ではありましたが，ここにその結果を取り纏めましたので報告いたします。本報告を今後における手話通訳士認定試験の改善，手話通訳士の質的・量的向上等の資に供せられ，聴覚障害者のコミュニケーションと情報保障の一層の充実に努められるよう期待いたします。

平成10年4月

委員長 板山賢治

2. 手話通訳士認定試験の現状分析

2 - 1 受験者数と合格者数の動向

(1) 受験者数と合格者の推移

手話通訳士認定試験制度発足（平成元年）以来，これまで毎年1回計9回の手話通訳士試験を実施してきた。その結果，延べ5,217名が受験し，893名が合格している。表1はこれまでの受験者数と合格者数をまとめたものである。

一次試験合格率は，約50%台を推移しているのに対し，二次試験の合格率は，全体的に下がる傾向が伺えたが，第9回において，やや上昇している。受験者総数に対する合格率でみると，20%台を切っている。

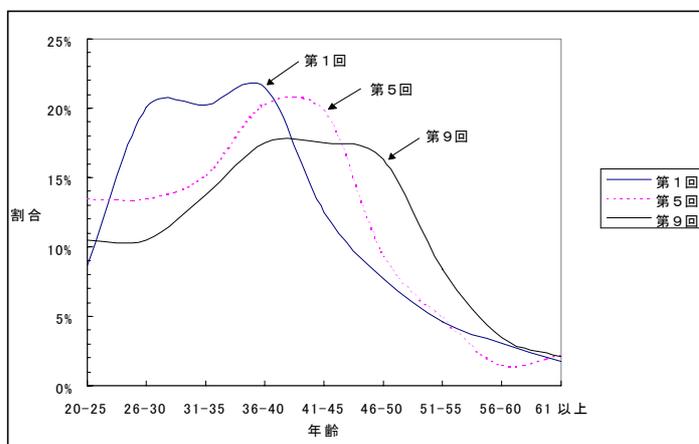
(表1 受験者数と合格者数の推移)

		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	累 計
申込者数		1,154	693	574	445	409	461	554	647	668	5,605
一 次 試 験	予定者	1,154	393	262	283	282	330	359	410	423	3,896
	受験者	1,097	372	250	267	264	309	333	379	397	3,668
	合格者	609	185	125	140	146	202	188	196	238	2,029
	合格率	55.5	49.7	50.0	52.4	55.3	65.4	56.5	51.7	59.9	55.3
二 次 試 験	予定者	609	485	437	302	273	333	383	433	483	3,738
	受験者	594	453	416	284	260	323	365	423	460	3,578
	合格者	197	124	111	81	93	70	74	57	86	893
	合格率	33.2	27.4	26.7	28.5	35.8	21.7	20.3	13.5	18.7	25.0
受験者総数		1,082	640	541	411	378	430	510	606	619	5,217
最終合格率		18.2	19.4	20.5	19.7	24.6	16.3	14.5	9.4	13.9	17.1

(2) 受験申込者の年齢推移

受験者の年齢構成では，20歳代から40歳代までが約8割強を占めており，受験者層の年代は，若年層から中年層に移行している。(図1)

(図1 受験申込者の年齢推移)

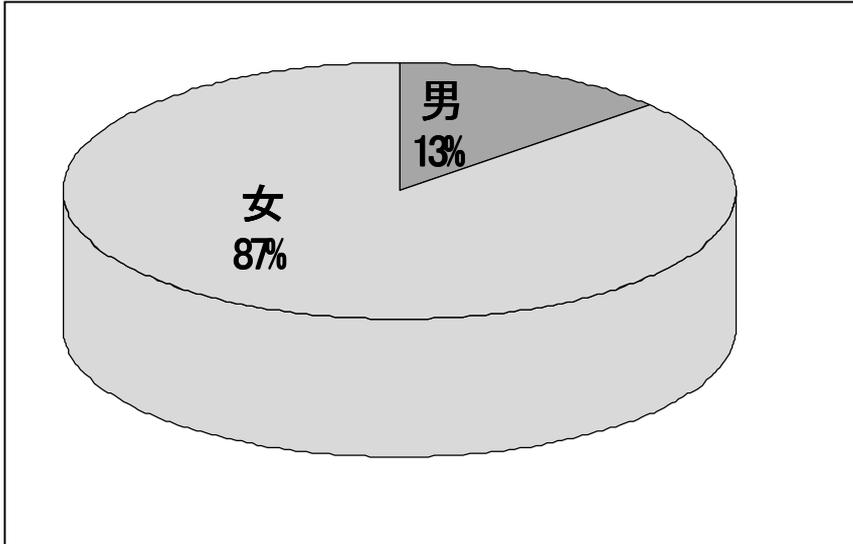


(3) 合格者の男女比

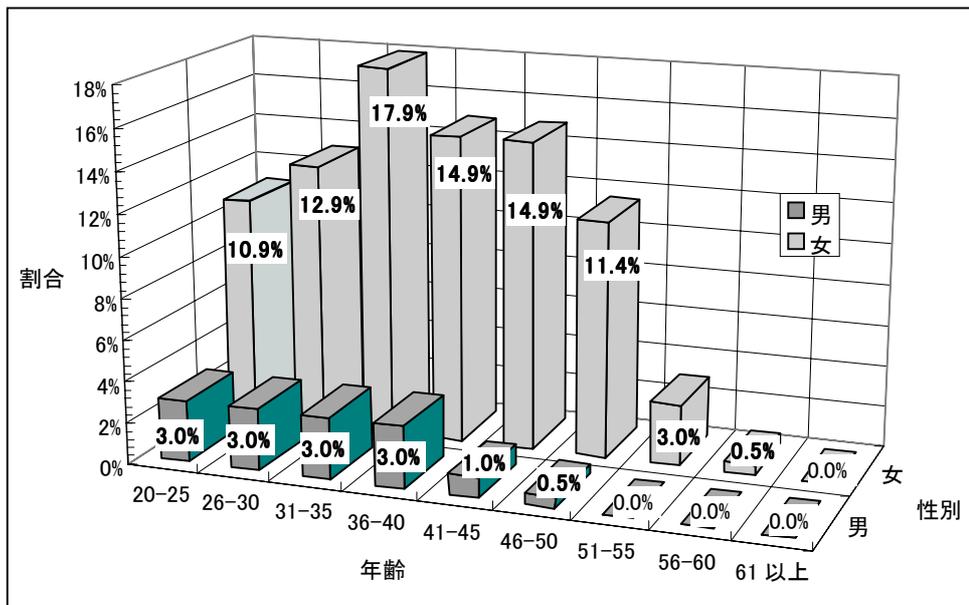
合格者の男女比率については，男性が約 1 割，女性が約 9 割（図 2）であり，女性については，30 歳代から 40 歳代前半で約 5 割を占めている。

（図 3）

（図 2 合格者の男女別割合）



（図 3 合格者の性・年齢別割合）



2 - 2 合格者の都道府県別状況

合格者 893 名の都道府県別分布状況は表 2 のとおりであり，最も合格者数の多い都道府県は，東京都（220 名）であり，逆に最も少ない県は山形県（1 名）となっており，合格者数においては，地域差が生じている現状が伺える。

（表 2 都道府県別合格者数）

都道府県名	合格者数	都道府県名	合格者数	都道府県名	合格者数
北海道	14	岐阜県	9	佐賀県	2
青森県	13	静岡県	12	長崎県	10
岩手県	2	愛知県	16	熊本県	10
宮城県	4	三重県	14	大分県	6
秋田県	5	滋賀県	4	宮崎県	7
山形県	1	京都府	24	鹿児島県	9
福島県	13	大阪府	45	沖縄県	4
茨城県	5	兵庫県	23	札幌市	17
栃木県	4	奈良県	14	仙台市	7
群馬県	17	和歌山県	14	千葉市	3
埼玉県	57	鳥取県	5	横浜市	25
千葉県	14	島根県	5	川崎市	16
東京都	220	岡山県	13	名古屋市	5
神奈川県	47	広島県	9	京都市	29
新潟県	5	山口県	8	大阪市	6
富山県	8	徳島県	6	神戸市	9
石川県	11	香川県	5	広島市	7
福井県	4	愛媛県	5	北九州市	4
山梨県	5	高知県	5	福岡市	10
長野県	15	福岡県	7	合計	893

表3は、都道府県別延べ受験者数に対する合格者数及び合格率を示したものである。これら表2及び表3より、次のことが言える。

- (1) 合格者数においては地域差が生じ、都市部に集中する傾向が伺える。
- (2) 合格率においても、かなりの地域差が生じている。
- (3) 合格者数、合格率の地域差が生じている要因として、以下のことが考えられる。

手話通訳指導者の質・量の地域差

手話通訳技能習得の機会等の地域差

手話通訳士試験の受験の機会の地域差（試験実施会場の問題）

(表3 都道府県別合格率)

都道府県	延べ一次受験者	延べ二次受験者数	延べ受験者数	合格者数	合格率
1 北海道	50	36	86	14	16.28%
2 青森県	76	71	147	13	8.84%
3 岩手県	42	25	67	2	2.99%
4 宮城県	26	4	30	4	13.33%
5 秋田県	20	22	42	5	11.90%
6 山形県	37	40	77	1	1.30%
7 福島県	56	55	111	13	11.71%
8 茨城県	36	39	75	5	6.67%
9 栃木県	32	31	63	4	6.35%
10 群馬県	53	64	117	17	14.53%
11 埼玉県	209	191	400	57	14.25%
12 千葉県	76	74	150	14	9.33%
13 東京都	743	764	1,570	220	14.60%
14 神奈川県	141	154	295	47	15.93%
15 新潟県	35	34	69	5	7.25%
16 富山県	21	27	48	8	16.67%
17 石川県	38	49	87	11	12.64%
18 福井県	11	8	19	4	21.05%
19 山梨県	10	20	30	5	16.67%
20 長野県	45	45	90	15	16.67%
21 岐阜県	35	40	75	9	12.00%
22 静岡県	61	72	133	12	9.02%
23 愛知県	77	73	150	16	10.67%
24 三重県	64	66	130	14	10.77%
25 滋賀県	31	31	62	4	6.45%
26 京都府	128	109	237	24	10.13%
27 大阪府	170	162	332	45	13.55%
28 兵庫県	95	93	188	23	12.23%
29 奈良県	57	73	130	14	10.77%
30 和歌山県	56	49	105	14	13.33%
31 鳥取県	14	14	28	5	17.86%
32 島根県	17	12	29	5	17.24%
33 岡山県	34	35	69	13	18.84%
34 広島県	22	33	55	9	16.36%
35 山口県	35	44	79	8	10.13%
36 徳島県	42	25	67	6	8.96%
37 香川県	23	23	46	5	10.87%
38 愛媛県	39	40	79	5	6.33%
39 高知県	17	22	39	5	12.82%
40 福岡県	79	41	120	7	5.83%
41 佐賀県	33	22	55	2	3.64%
42 長崎県	99	93	192	10	5.21%
43 熊本県	49	49	98	10	10.20%
44 大分県	33	31	64	6	9.38%
45 宮崎県	84	62	146	7	4.79%
46 鹿児島県	55	53	108	9	8.33%
47 沖縄県	22	10	32	4	12.50%
48 札幌市	37	35	72	17	23.61%
49 仙台市	26	24	50	7	14.00%
50 千葉市	8	8	16	3	18.75%
51 横浜市	84	72	156	25	16.03%
52 川崎市	30	35	65	16	24.62%
53 名古屋市	24	32	56	5	8.93%
54 京都市	56	70	126	29	23.02%
55 大阪市	34	25	59	6	10.17%
56 神戸市	46	59	105	9	8.57%
57 広島市	25	31	56	7	12.50%
58 北九州市	21	19	40	4	10.00%
59 福岡市	49	38	87	10	11.49%
合計	3,668	3,578	7,246	893	12.32%

2 - 3 試験実施会場

試験は、毎年一次試験（筆記試験）と二次試験（実技試験）を実施している。

一次試験は概ね10月下旬に実施し、一次試験に合格した者が二次試験を受験することができる。二次試験は概ね11月下旬に実施している。

これまでの一次試験、二次試験の開催地と受験者数は、表4のとおりである。

現在、一次試験は、東京、大阪、熊本の3会場で実施し、二次試験は、東京、大阪の2会場で実施している。

（表4 試験会場別受験者数）

		青森会場	東京会場	大阪会場	熊本会場	合計
第1回	一次試験	84	457	398	158	1,097
	二次試験		305	286		594
第2回	一次試験	35	149	125	63	372
	二次試験		219	234		453
第3回	一次試験		144	70	36	250
	二次試験		212	204		416
第4回	一次試験		141	83	43	267
	二次試験		159	125		284
第5回	一次試験		153	72	39	264
	二次試験		154	106		260
第6回	一次試験		193	79	37	309
	二次試験		200	123		323
第7回	一次試験		181	114	38	333
	二次試験		211	154		365
第8回	一次試験		211	117	51	379
	二次試験		241	182		423
第9回	一次試験		221	98	78	397
	二次試験		263	197		460

（注）青森会場（一次試験会場）については、第1回及び第2回の計2回実施したが、いずれも、出願者数の1割を切る受験率であったため、第3回より青森会場を閉鎖した。

2 - 4 一次試験の実施方法及び出題範囲（試験会場；東京，大阪，熊本）

一次試験は，5科目について行い，各科目とも四肢択一のマークシート方式を採用している。なお，試験問題作成は，各科目毎に委嘱した複数の試験委員により，各委員20問以上作成したもののの中から，各科目20ずつ委員長及び副委員長が決定する方式を採用している。

表5は各科目の出題数と試験時間，表6は各科目の出題範囲を示したものである。

（表5 出題数と試験時間）

試験科目	出題数	試験時間
ことばのしくみ	20	45分
国語	20	45分
聴覚障害者と社会	20	45分
手話通訳のあり方	20	45分
手話の基礎知識	20	30分

（表6 出題範囲）

試験科目	出題範囲
ことばのしくみ	(1) 基礎分野 音韻のしくみ（音素，対立，相補分布など） 語のしくみと意味（品詞，形態論，語形変化など） 文のしくみと意味（主語，述語，補文など） (2) 応用分野 ことばの習得（語彙や文の習得など） ことばと社会（ことばの変種など）
国語	(1) 発音・アクセント (2) 文字 漢字と仮名，漢字の音訓，表記法など (3) 意味 単語の使い分け，同音異義語，外来語，慣用句など (4) 敬語 尊敬語，謙讓語，丁寧語の使い分けなど (5) 文章読解 新聞・雑誌等の文章の読解や要約など

試 験 科 目	出 題 範 囲
聴覚障害者と社会	<p>(1) 聴覚障害者の社会参加 聴覚障害者の教育（学校教育，職業教育，生涯教育など） 聴覚障害者のリハビリテーション（医学，社会，心理，職業など） 聴覚障害者と社会的成熟（聴覚の障害が社会生活に及ぼす影響など）</p> <p>(2) 聴覚障害の基礎知識 聴覚の構造（伝音機構，感音機構など） 聴覚障害の程度と原因（聾，難聴，障害の原因など） 音と補聴器（音の三要素，デシベル，ヘルツ，聴器の構造など） 聴覚障害者のコミュニケーション方法（手話，口話，筆談など） 聴覚障害児の言語習得（言語概念獲得前の聴覚障害児，言語概念獲得後の聴覚障害児など）</p>
手話通訳のあり方	<p>(1) 通訳の倫理と実際 コミュニケーション論（ノンバーバル・コミュニケーション，コミュニケーション専門家としての手話通訳者など） 手話通訳の方法と種類（同時通訳，逐次通訳，音声語から手話への通訳と手話から音声語への通訳など） 手話通訳者の役割（聴覚障害者のニーズと手話通訳者の倫理など） 手話通訳実施上の留意点（通訳内容に関する準備，指文字の使い方など） 手話通訳の技法（通訳時の言い換えの技法など）</p> <p>(2) 手話通訳者としての一般教養 現代社会（時事問題，社会問題など）</p>
手話の基礎知識	<p>(1) 手話の基本的語句の理解 日本で現在一般的に使用されている語句を写真で提示し，その意味を問う</p> <p>(2) 手話での基本会話 公的機関での手続，病院での面接など手話による会話を写真で示し，その意味を問う</p>

2 - 5 二次試験の実施方法（試験会場；東京，大阪）

二次試験は，聞取り通訳試験（日本語から手話への通訳），口頭通訳試験（手話から日本語への通訳），筆記通訳試験（手話から日本語への筆記通訳）の3科目を実施している。

各科目の実施方法は次のとおりである。

（1）聞取り通訳試験

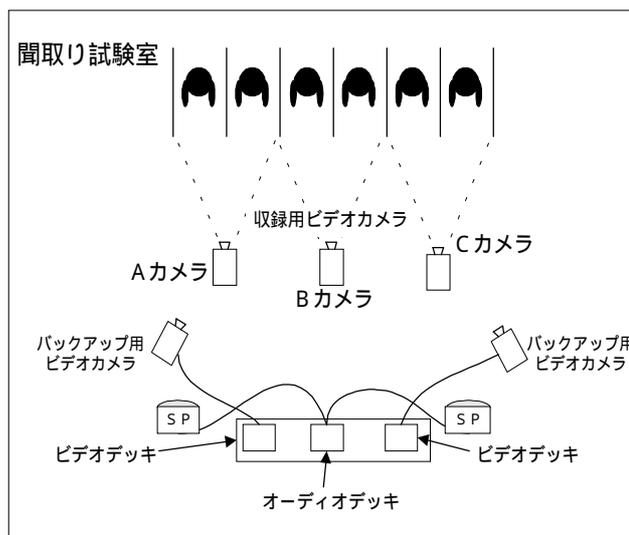
受験者6名が，1.2 m間隔で仕切られたボックス内に入る。

受験者の正面に設置されたスピーカーから試験問題が提示される。

受験者はスピーカーから聞こえる音声を手話に通訳する。

受験者が行っている手話を，受験者前方に設置したビデオカメラで音声と共に録音録画する。

各受験者の公平性を保つため，会場の設営方法（仕切り間の距離，カメラまでの距離，アングルサイズ等），使用機材は，東京，大阪会場とも統一している。



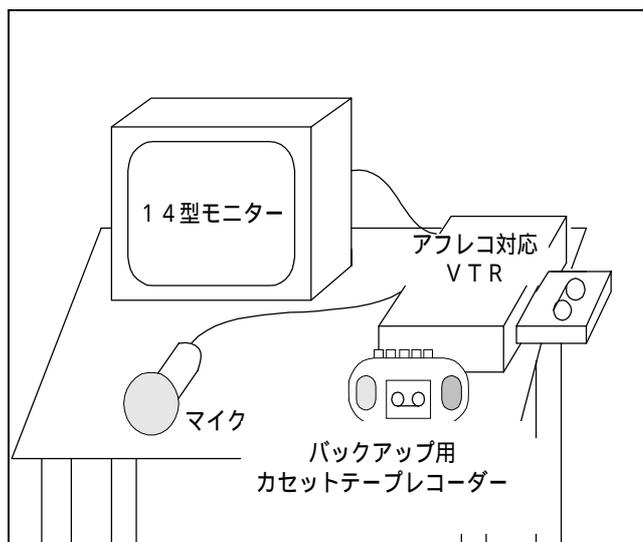
（2）口頭通訳試験

受験者一人一人個室で実施する。

受験者の正面に設置されたテレビモニターに，試験の説明，テーマが提示され，その後2分程度の試験問題（聴覚障害者による手話表現）が提示される。

受験者は，テレビ画面に映し出される聴覚障害者の手話を口頭通訳する。

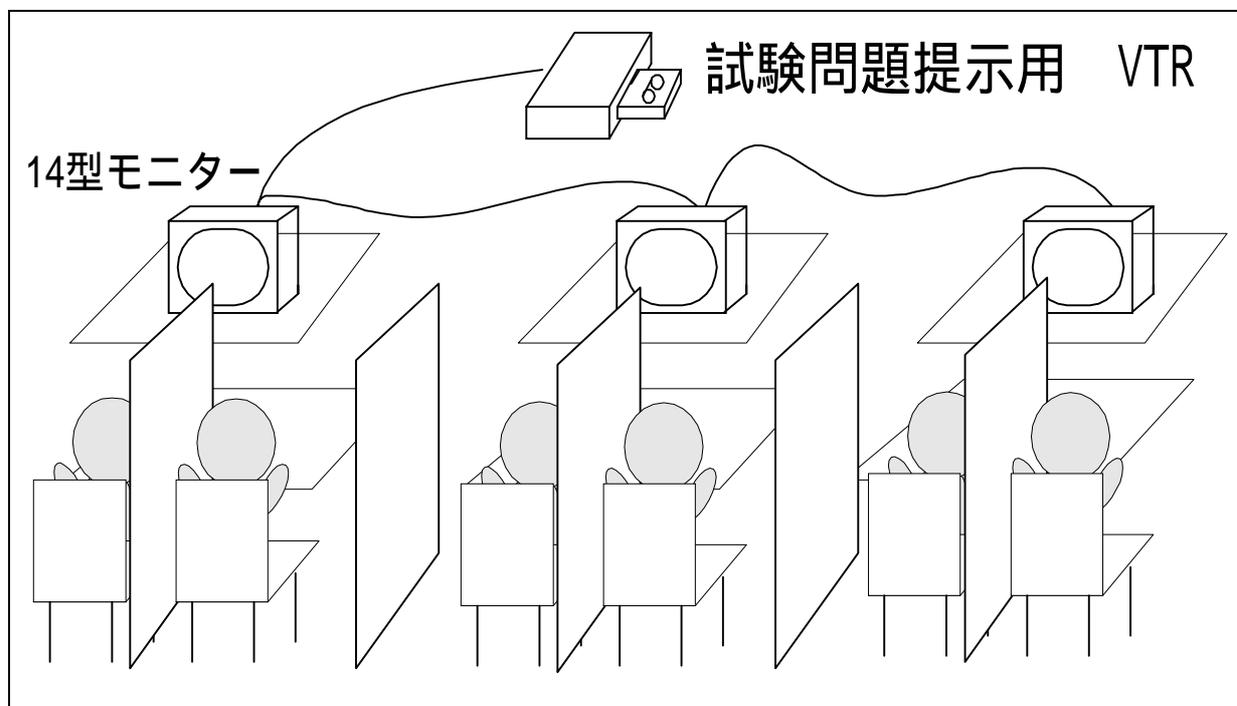
受験者が行った口頭通訳の音声は，聴覚障害者の手話と共に，ビデ



オテープ録音（アフターレコーディング）する。

各受験者の公平性を保つため，会場の設営方法，使用機材は，東京，大阪会場とも統一している。

（ 3 ） 筆記通訳試験



受験者 6 名が，それぞれ所定の座席に着席する。

各机の上には，受験者がメモをとるためのメモ用紙と解答を記入する解答用紙とが用意されている。

受験者の正面に設置されたテレビモニターに，試験の説明，テーマが提示され，その後 2 分程度の試験問題（聴覚障害者による手話表現）が提示される。

受験者は，問題を見ながら必要な箇所はメモをとる。

問題の提示終了後，受験者は解答用紙に解答記入（清書）を行う。

残り時間 2 分になった時点で，試験監督員が残り時間が 2 分になった旨アナウンスする。

10 分が経過した時点で，試験監督員が試験時間終了である旨アナウンスする。

各受験者の公平性を保つため，会場の設営方法，使用機材は，東京，大阪会場とも統一している。

2 - 6 二次試験の出題範囲及び採点評価

- (1) 二次試験問題は，講演，相談，医療，文化活動等のそれぞれの模擬場面をテープレコーダー，ビデオで提示して実技試験を行う。
- (2) 各科目の採点評価のポイントは表 7 のとおりである。
- (3) 評価は，複数の試験委員（ろう者を含む）が，表 8 の方法により行っている。

(表 7 実技試験の採点評価のポイント)

科 目	採 点 評 価 の ポ イ ン ト
聞取り通訳試験	<p>採点は，通訳の正確さの評価と手話表現の技能評価を併用する。 技能評価は，次の各項目について行う。</p> <p>ア 表現力 表現がわかりやすく，語句の選択が適切であり，動作に緩急・強弱などを加えて描写できるか。</p> <p>イ 円滑性 表現全体を通して流れが滑らかで，間の取り方が適切であるか。</p> <p>ウ 速 さ 手話表現が音声語から時間的にずれすぎないか。</p> <p>エ 態 度 視線，身のこなし，伝達への意欲など通訳するときの態度が良好か。</p>
口頭通訳試験	<p>採点は，通訳の正確さの評価と口頭での表現能力の評価を併用する。 表現能力は，次の各項目について行う。</p> <p>ア 表現力 手話の強弱等ニュアンスも含めて正しく音声語に反映して表現しているか。</p> <p>イ 速 さ 音声表現が手話から時間的にずれすぎないか。</p> <p>ウ 明瞭性 発音・発語が明瞭で，聞き取りやすいか。</p>
筆記通訳試験	<p>採点は，通訳の正確さの評価と文章表現の適切さについての評価を併用する。 文章表現の適切さについては，次の各項目について行う。</p> <p>ア 表現力 使用語彙が適切で，文脈のつながりが適切か。</p> <p>イ 記述力 誤字・脱字がないか。</p>

(表8 二次試験の評価方法)

段 階	基 準	備 考
問題作成方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 話題(問題文)がそれぞれのメッセージに合った「起承転結」の意味的まとまりになっていること。 2. 話題の内容は、模擬場面のテーマに沿って、表現者本人の考え、経験、体験に基づき作成する。 3. 地域性を排除するため、ローカルの固有名詞等を示す表現は避ける。 4. 問題文の各センテンスに、チェックポイントを設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳には、メッセージを伝える能力が求められる。その為、問題の内容が、起承転結の形式になっていることが必要である。 ・話題の表現者(ろう者)は特定の地域、年齢、性別、学歴等に偏る事がないよう留意し、実技試験委員会において推薦し、協力依頼を行う。 ・話題提示者が納得できるまでカメラ撮りを繰り返す。(緊張による不自然さの排除) ・実技試験委員会において、収録した各話題の中から問題を選定する。
評価方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. メッセージが通じているか否かの評価。 2. 表現力、速さ、円滑性、態度、明瞭性、記述力の評価。 3. チェックポイントの評価。 	<ul style="list-style-type: none"> ・起承転結の同一性。 ・通訳内容の正確さ。
主観性の排除方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一人の受験者に対し、6名の試験委員(ろう者を含む)がそれぞれ個別評価採点を行う。 2. それぞれの評価項目を数値化し、算出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各試験委員の評価に対し極端な差異(有意差)が認められる場合は、再度評価を行う。

3 . 手話通訳士認定試験の在り方

3 - 1 試験の実施会場，実施時期の見直し

試験制度発足当初設定された手話通訳士の当面の必要確保数 2,000 名が，今日に至っても達成困難な現状に対し，以下の点が問題点として指摘された。

- (1) 受験者の利便性
- (2) 合格者数の地域格差

このうち，(1) の「受験者の利便性」に関する改善策として，受験者の費用負担の軽減等を図る具体案として以下が提言された。

一次試験は，法人格を持つ聴覚障害者情報提供施設などに実施を委託し，二次試験はブロック単位で実施する等により受験者の交通費等の費用軽減と受験者数の増加を図る。

一次試験と二次試験を連続して実施し，受験者の交通費等の費用軽減と受験者数の増加を図る。

の方法により，試験の実施時期を年度後半に移すことが可能となる。

全米手話通訳者協会（R I D, Registry of Interpreters for the Deaf）の試験実施方法（筆記試験を全国一斉に行い，その後個別面接を地域毎に順次行う）を導入し，試験実施会場の地域格差の解消，受験者の交通費等の軽減を図る。

(2) の「合格者数の地域格差」に関する問題については，要因分析には至らなかったが，地域における手話通訳者の養成，特に指導者の技能水準のバラツキ，また，指導者不足等が指摘された。

また，通訳経験を重ねる場（機会）の多少が結果的に合格者数の地域格差につながるとの見解があった。

これらの問題については，今後，各市町村レベルで実施される「手話奉仕員養成事業」，各都道府県レベルで実施される「手話通訳者養成事業」

の効果に期待されるところである。

なお，国立身体障害者リハビリテーションセンター学院の手話通訳士養成課程の見直し・検討の必要も指摘された。

3 - 2 一次試験内容の見直し

現行5科目の試験科目のうち，重複する部分の多い科目，また，現代社会において求められている知識を問う科目の新設など以下の点について指摘があった。

「ことばのしくみ」の廃止

（「国語」と重複する部分があり，また，手話通訳を行う者の知識としての必要性，受験者の学習機会の不足等の理由による。）

「社会常識」又は「社会福祉援助」等の科目の新設が必要とされる。

（通訳者として必要最低限の知識として一般社会における「社会常識」，福祉現場における「社会福祉概論」等に関する事項も必要であるとの理由による。）

「聴覚障害者と社会」の出題範囲の見直しが必要。

（手話通訳を行う者には，聴覚障害者の社会参加の現状を理解しておくことが必要であるとの理由による。）

「手話の基礎知識」の出題方法・出題範囲の見直し

（手話の語彙力等を問うための方法としては妥当であるが，写真を見て文章問題等の通訳を行う事は現実にはほとんどない。また，通訳経験3年以上の知識を問うレベルの内容にはなっていないとの理由による。）

一次試験に関するテキストの作成

（参考書籍は紹介されているが，手話通訳士試験に照準を合わせたテキストではない等の理由による。）

問題集の発行

（これまでの各科目の試験問題は，「問題集」として発行できる蓄積量は十分にあり，受験者にとって参考となりうるとの理由による。）

3 - 3 二次試験内容の見直し

一次試験合格率に対し，二次試験合格率が極端に低い理由として以下の問題点が指摘された。

現行の二次試験は，通常の通訳場面ではなく，カメラ等機器に向かって行う等，試験会場という特殊な状況下で行われるため，受験者に動揺，戸惑い，緊張が生じ，十分な実力を発揮できない状況にあるのではないか。

聞取り通訳試験においては，通訳を必要とする聴覚障害者の生育歴，学歴，言語能力（手話・日本語）等が明確にされないため，手話表現が不安定になり易く，結果的に十分な実力を発揮できない点が想定される。

口頭通訳試験においては，問題提示者（聴覚障害者）に関する情報が与えられない状況下の読取り通訳であるため，結果的に十分な実力を発揮できない点が想定される。

筆記通訳試験においては，問題提示者（聴覚障害者）に関する情報が与えられない状況下の読取りであり，かつ，画面を見ながらメモをとる等，通常と異なる特殊な状況の場面設定で試験が実施されている。

上記 ～ の指摘事項に対し次の見直し案が提言された。

（１）聞取り通訳試験

問題提示前に，対象がどのような聴覚障害者であるか等の情報（予備知識）を受験者に与える。

問題提示前に，模擬場面の設定状況に関する情報を受験者に与える。

(2) 口頭通訳試験

問題提示前に、対象となる聴覚障害者に関する情報（予備知識）を受験者に与える。

問題提示前に、模擬場面の設定状況に関する情報を受験者に与える。

(3) 筆記通訳試験

問題提示前に、手話問題を提示する聴覚障害者に関する情報（予備知識）を受験者に与える。

問題提示前に、模擬場面の設定状況に関する情報を受験者に与える。

問題提示を幾つかのパートに分け、メモをとるための一時停止時間を設ける。

筆記通訳試験は、手話を見ながらメモをとる等、通常と異なる特殊な状況下での通訳であることに鑑み、筆記通訳試験を廃止する。

ただし、手話通訳士の現任研修あるいは専門研修の場で、筆記通訳に関する技能研修を行う。

4. 手話通訳を取り巻く課題

手話通訳士の現状を取り巻く課題として、特に次の諸点について提言がなされた。

- (1) 社会情勢の変化に鑑み、10年前に設定した手話通訳士の必要確保数(2,000名)を見直し、手話通訳のニーズの的確な把握をもとに、新たに検討する必要がある。

手話通訳士、手話通訳者等と役割分担を考慮した目標必要確保数を策定し、その養成について推進する必要がある。

- (2) 手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員の区分け(整理)が、今日まで不十分であったことである。

しかしながら、厚生省における「手話奉仕員養成カリキュラム検討会」の検討結果により、これらの区分けが明確化されたので今後、厚生省における「障害者の明るいくらし」促進事業による手話奉仕員養成事業、手話通訳者養成事業等により、これらの養成が推進されることに期待する。

- (3) 手話通訳士に求められる専門性、その行う業務の必要性、特に聴覚障害者一人ひとりの人権(教育、医療、裁判、財産管理、福祉、政見放送等)に伴う分野における専門性とその業務責任を確立する必要がある。そのためには、専門職としての制度的位置づけ、モラル、また、それに必要な現任訓練等の専門研修の実施が不可欠である。

- (4) 手話通訳士の資格が任用資格として位置づけられていない。特に、自治体における認識が異なる等の問題がある。

従って、関係機関(公的諸機関、聴覚障害者情報提供施設等)と連携し、これに必要な体制づくりを促進する必要がある。

- (5) 手話通訳士の養成に当たっては、手話通訳士養成カリキュラム、手話通訳士養成テキスト等の作成に向けての調査研究及びその推進を図る必要がある。

- (6) 全日本聾唖連盟等聴覚障害者団体による手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員等の果たす役割の重要性、意識等に関するソーシャルアクションの展開が強く期待されている。

5 . おわりに

本委員会の検討結果のうち，3の「手話通訳士認定試験の在り方」で指摘された問題点及びその解決案として提言された項目については，試験実施機関である聴力障害者情報文化センター及び，手話通訳士試験委員会において，具体的な検討を進め，実施可能な部分については，早急な対応が望まれる。

また，4の「手話通訳を取り巻く課題」については，厚生省をはじめ，全日本聾啞連盟をはじめとする聴覚障害者団体，日本手話通訳士協会，全国手話通訳問題研究会，聴覚障害者情報提供施設と連携を図りながら，その改善に務める必要がある。

以上，試験実施機関である社会福祉法人聴力障害者情報文化センター並びに厚生省に対し，本報告書をもって手話通訳士認定試験の改善方策として報告するものである。

・手話通訳士認定試験制度の在り方検討委員

委員長	板山 賢治	日本障害者リハビリテーション協会	副会長
委員	小川 仁	文京女子大学	教授
	鈴木真喜男	いわき明星大学	教授
	植村 英晴	日本社会事業大学 社会事業研究所	助教授
	貞広 邦彦	トット文化館	館長
	安藤 豊喜	全日本聾唖連盟	理事長
	河合 知義	日本手話通訳士協会	理事
	近藤 幸一	全国手話通訳問題研究会	事務局長
	三友 敬太	厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課 社会参加推進室	室長
	奥野 英子	厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課 障害福祉専門官	

・検討委員会開催記録

- 第1回 平成10年1月 9日(金) 14:00~16:00
議題「試験制度の評価と今後の課題について」
- 第2回 平成10年1月30日(金) 10:30~12:30
議題「試験科目, 問題レベル, テキスト等について」
- 第3回 平成10年2月27日(金) 10:30~12:30
議題「手話通訳士の確保と養成研修について」
- 第4回 平成10年3月17日(火) 14:30~16:45
議題「受験者対策・現任研修等について」
- 第5回 平成10年4月 3日(金) 14:00~16:00
議題「検討結果考察」